

宮城教育大学の教育研究機能の向上に向けた設備等の整備、維持管理、共用及び有効活用に係る取組の推進に関する規程

令和6年1月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学基本規則（令和3年3月19日制定）第29条に基づき、宮城教育大学（以下「本学」という。）における教育研究に用いる設備及び機器（以下「設備等」という。）の整備、維持管理、共用及び有効活用に係る取組（以下「設備整備等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、設備整備等を総合的かつ効果的に推進し、もって東北地方における教員養成の共創の拠点の役割を担う本学の教育研究機能の向上に寄与することを目的とする。

(共用方針)

第2条 学長は、設備整備等の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

(教員養成共用設備)

第3条 学長は、汎用性が高い又は教員養成に係る共創の取組に供する設備等で、学内外において共用することが適当である設備等を、教員養成共用設備として指定できるものとする。

2 前項の教員養成共用設備の指定基準は、学長が別に定める。

(設備管理台帳、設備整備運用計画の策定)

第4条 学長は、教員養成共用設備の適切な管理及び活用を図るため、教員養成共用設備について、導入年月日、設置場所、主たる管理者等を記した台帳（以下「設備管理台帳」という。）を作成する。

2 学長は、教員養成共用設備の整備、維持管理及び更新を総合的かつ長期的な視点に立って行うための計画（以下「設備整備運用計画」という。）を策定する。

(設備等に係る審議体制)

第5条 設備整備運用計画の策定その他設備整備等に係る重要事項は、広報・研究振興室研究振興部会、財務・施設委員会（以下「委員会等」という。）、教育研究評議会、経営協議会、大学運営会議及び役員会の議を経て学長が決定する。

(学内者への共用)

第6条 本学の教職員及び学生（以下「学内者」という。）が、教員養成共用設備の使用を希望する場合は、使用申込書（様式1）に必要事項を記載のうえで、研究支援・多文化共生推進課に使用申込書を提出し、使用の申し込みを行うものとする。

2 前項に掲げる申し込みがあった場合は、当該設備の主たる管理者の了解を得た後に、使用を申し込んだ学内者に対して、使用許可を行うものとする。

(学外者への共用)

第7条 学長は、本学の教育研究活動及び学生の諸活動上において支障のない限り、本学以外の教育研究機関、地域の教育機関、企業等（以下「学外者」という。）に教員養成共用設備を利用させることができる。

2 学外者が、教員養成共用設備の使用を希望する場合は、使用申込書（様式1）に必要な事項を記載のうえで、研究支援・多文化共生推進課に使用申込書を提出し、使用の申し込みを行うものとする。

3 前項に掲げる使用の申し込みがあった場合は、当該設備の主たる管理者の了解を得た後に、広報・研究振興室研究振興部会で審議を行い、同部会等で了承を得た場合に、学長は、使用を申し込んだ学外者に対して使用許可を行うものとする。

(使用料)

第8条 第6条又は第7条により使用許可を受けた教員養成共用設備の利用者は、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(目的外使用の禁止)

第9条 教員養成共用設備の利用者は、使用の許可を受けた目的以外に教員養成共用設備を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の許可の取消し)

第10条 学長は、教員養成共用設備の利用者がこの規程に違反し、又は教員養成共用設備の使用に重大な支障を生じさせたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(使用に係る免責)

第11条 本学は、教員養成共用設備の使用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(使用に係る損害賠償)

第12条 教員養成共用設備の利用者は、故意又は重大な過失により、その使用に係る教員養成共用設備を亡失し又は毀損したときは、弁償の責に任じなければならない。

(秘密の保持)

第13条 本学及び教員養成共用設備の利用者は、教員養成共用設備を使用するに際して知り得た相手方の技術上及び営業上の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なし

に公表してはならない。

(知的財産権)

第14条 教員養成共用設備の使用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生の事態を勘案して、使用者の所属する教育研究機関等と協議の上、決定するものとする。

(データの取扱い等)

第15条 本学は、教員養成共用設備の使用により得られたデータの品質を保証するものではない。

2 教員養成共用設備の使用者が、当該教員養成共用設備の使用により得られたデータを本学名を使用して外部へ公表したことにより、本学が被害及び損害を受けた場合、使用者及び使用者の所属機関がその責任を負うものとする。

(教員養成共用設備の経費)

第16条 教員養成共用設備のうち、学長が別に定める指定基準に基づいて、本学の教育研究活動の基盤構築に資する設備等として学長が指定した設備等については、配備、維持管理、更新及び廃棄に係る経費を、本学の資金又は本学が組織的に確保した外部資金により確保するよう努めるものとする。

2 本学は、前項の経費を確保するため、学内予算編成過程における調整、補助金、寄附金その他の外部資金等の獲得等の各種措置を講ずるよう努めるものとする。

(使用状況の調査)

第17条 委員会等は、設備整備運用計画の立案、修正等を目的として、設備等の老朽化の状況及び使用実態等を把握するため、使用状況に関するデータの収集及び分析等の調査を随時実施することができる。

(報告を踏まえた設備整備等に関する所要の措置)

第18条 委員会等は、前条の調査結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告について必要と判断した場合、関係者及び関係委員会等の意見を聴取するものとする。

3 学長は、第1項の報告を踏まえて必要と判断した場合には、設備整備運用計画の修正その他の設備整備等に関する所要の措置を講ずるものとする。

(学内者の取扱い)

第19条 教員養成共用設備の使用者が学内者である場合は、第11条、第14条及び第15条第2項の規定は適用しない。

(庶務)

第20条 本規程に関する庶務は、研究支援・多文化共生推進課において関係各課等の協力を得て処理する。

(実施細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会等の議を経て、学長が定める。

附 則 (令6規第3号制定)
この規程は、令和6年1月19日から施行する。

様式1 (第6条及び第7条関係)

年 月 日

宮城教育大学学長 殿

申込者：住所 〒
氏名

使 用 申 込 書

下記のとおり貴学の教員養成共用設備を使用したいので、関係書類を添付して申し込みます。なお、許可されたうへは、使用条件を遵守し使用します。

記

使用設備	
使用目的	
使用計画	
使用日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで (時間)
備考	担当者： 連絡先：TEL) Mail) 住所) 〒 その他：

※本申込書はメールにより提出することができる。